

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成29年  
12月12日  
(火曜日)

## 目次

- 告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) .....一
- 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定 (厚政課) .....三
- 保安林予定森林 (萩市) (森林整備課) .....三
- 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (三件) (建築指導課) .....四
- 雑報  
県報の正誤 (平成二十八年十二月二十七日山口県告示第四百二十六号) .....六



### 山口県告示第四百二十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十九年十二月十二日から平成三十年一月四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十九年十二月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 東ソー株式会社

住 所 周南市開成町四五六〇番地

二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 東ソー株式会社南陽事業所  
所在地 周南市開成町四五六〇番地

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法			
	能 力 ( $m^3/日$ )	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔り	一日当た りの使用 時間	季節的変 動の概要
三三ー八	九・三	平成三〇、 一、二二	平成三〇、 八、三二	平成三〇、 九、一	断 続	二〇時間	変動なし
〃	六・二	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	三・六	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〇・七	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三三ー二 (二基)	二・二	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	一・八	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三三ーリ (二基)	一・六	〃	〃	〃	連 続	二四時間	〃
三三ーリ	〃	〃	〃	〃	断 続	二〇時間	〃

備考 「三三ー八」、「三三ー二」及び「三三ーリ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する遠心分離機、静置分離器及び廃ガス洗浄施設をいう。

種 類	項目	汚水等		汚染物の状態		値		
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	鉱油類 (mg/l)	素 (mg/l)	燐 (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		通常最大	通常最大	通常最大	通常最大	通常最大	通常最大	通常最大

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 (m <sup>3</sup> /日)	処理の方式	使用時間 隔間	の一日当たりの 使用時間	季節的変動の 概要	年 工事着手 月 日	年 工事完成 月 日	年 使用開始 月 日
総合排水処理施設	堰 囲 い	三、八四〇、〇〇〇	沈 殿	〃	〃	〃			
	チ タ ン 製	二九・七	酸 化	〃	二四時間	概			

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

種 類	汚水等の化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)	燐 (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	通常最大	通常最大				
三三二一リ	〃	六二、五〇〇	〃	六二、五〇〇	〃	〇・〇四
三三二一リ (二基)	七	四、六一〇・八	検出せず	検出せず	〃	〇・一
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三三二二 (二基)	七・五	〇・三	五〇	〇・一	〃	四・四
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〇・七
〃	〃	〃	〃	〃	〃	三・六
〃	七	八二九・三	三六	検出せず	一・五一	六・二
三三二八	七・五	一五・五	五〇	〇・一	〃	九・三
		九、六	五〇	〇・一	〃	九・三

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

総合排水処理施設	酸化分解処理槽	
	処理後	処理前
〃	八	七
〃	〃	九(六)
〃	〃	二、六・九
〃	三	一七三・三
〃	〃	六一九・一
〃	五	二、六・九
一〇	一四〇	四八
二〇	二八〇	四八
〃	〃	〃
〃	一	〃
〃	一・三	二四・六
〃	二・二	二四・六
〃	〇・一	〇・七二
〃	〇・一	〇・七二
〃	〇・二	〇・七二
〃	二、九四五、〇二六	四一・六
〃	二、九四五、〇二六	四一・六
〃	〃	二九・七
〃	〃	二九・七

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
〃	八	通	通	二、九四五、〇二六
〃	九(六)	常	常	二、九四五、〇二六
〃	二・五	最	最	二、九四五、〇二六
三	四・三	大	大	二、九四五、〇二六
五	六	通	通	二、九四五、〇二六
一〇	一三	常	常	二、九四五、〇二六
二〇	一三	最	最	二、九四五、〇二六
〃	一	大	大	二、九四五、〇二六
〃	〇・九	通	通	二、九四五、〇二六
一・三	一・二	常	常	二、九四五、〇二六
二・二	〇・一	最	最	二、九四五、〇二六
〃	〇・一	通	通	二、九四五、〇二六
〃	〇・二	大	大	二、九四五、〇二六
二、九四五、〇二六	二、九四五、〇二六	通	通	二、九四五、〇二六
二、九四五、〇二六	二、九四五、〇二六	常	常	二、九四五、〇二六
二、九四五、〇二六	二、九四五、〇二六	最	最	二、九四五、〇二六
二、九四五、〇二六	二、九四五、〇二六	大	大	二、九四五、〇二六

山口県告示第四百二十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年十二月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

居宅介護支援事業者の名称 居宅介護支援事業所の所在地 指定年月日

株式会社藤華 防府市大字西浦 とうかケアプラ 防府市大字西浦 平成二九、一八六五の一 センター 一八六五の一 一〇、一

山口県告示第四百三十号

森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十九年十二月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林予定森林の所在場所

萩市大字弥富上字違田五九三の二、字奈古地八八六、八九一、八九八の一、一一五五から一一五七まで、一四四三、字下惣助八八八の一から八八八の三まで、八八九、字青柿二一四一、一一四三の一、一一四三の四、一一四四、一一四五、一一四六の一、一一四六の二、一一四八、一一四九、一一五〇の一、一一五〇の二、一一五二、一一五三の一、一一五三の二、一一五四、一一四〇、一一四一、一一四二の二から一一四二の六まで、一一四二の八から一一四二の一四まで、一一四二の一六から一一四二の一八まで、一一四二の二二、一六八八から一六九〇まで、字惣助一四四二の一、字奈古屋一四四四の一、一四四四の二、一四四四の四から一四四四の一〇まで、字奈古地一六九一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

萩市大字弥富上字奈古地一一五六・字下惣助八八八の一から八八八の三まで。

字青柿一一四六の一・一一五三の一・一一五四（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。）

### 山口県告示第四百二十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、山口県立大学三号館電気設備工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十九年十二月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 山口県立大学三号館電気設備工事

(一) 工事場所 山口市宮野下及び桜島六丁目地内

(二) 工事の概要

構 造 及 び 規 模	工 事 内 容
鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 地上五階建 延べ面積 一〇、六五九平方メートル	電力設備工事一式 受変電設備工事一式 通信・情報設備工事一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が電気工事のA等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（電気工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十九年十二月十一日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の電気工事の数値が九百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の電気工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成三十年一月五日から同月十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成三十年一月二十六日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三―一三三〇）にすること。

山口県告示第四百三十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、下関漁港地方卸売市場本館中央棟電気設備工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十九年十二月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 下関漁港地方卸売市場本館中央棟電気設備工事
- (一) 工事場所 下関市大和町一丁目地内
- (二) 工事の概要

構 造 及 び 規 模	工 事 内 容
鉄筋コンクリート造 地上三階建 延べ面積 四、八〇七平方メートル	電力設備工事一式 受変電設備工事一式 通信・情報設備工事一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
  - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が電気工事のA等級であること。
  - 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（電気工事業に係るものに限る。）を受けていること。
  - 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成二十九年十二月十一日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の電気工事の数値が九百以上であること。

- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の電気工事の数値が七百以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成三十年一月五日から同月十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成三十年一月二十六日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三―三八三〇）にすること。

山口県告示第四百三十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、下関漁港地方卸売市場本館中央棟機械設備工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十九年十二月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 下関漁港地方卸売市場本館中央棟機械設備工事
- (一) 工事場所 下関市大和町一丁目地内
- (二) 工事の概要

構造及び規模	鉄筋コンクリート造 地上三階建 延べ面積 四、八〇七平方メートル
工事内容	空気調和設備工事一式 給排水衛生設備工事一式 ガス設備工事一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
    - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が管工事のA等級であること。
    - 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（管工事業に係るものに限る。）を受けていること。
    - 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
  - (二) 共同企業体の代表者の平成二十九年十二月十一日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の管工事の数値が八百以上であること。
  - (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の管工事の数値が七百以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
  - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
    - 1 共同企業体協定書の写し

平成二十九年十二月十二日印刷  
平成二十九年十二月十二日発行

発行所 山口県知事

- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

- (三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

- (四) 申請書等の提出期間及び時間

平成三十年一月五日から同月十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成三十年一月二十六日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三―三八三〇）にすること。



正 誤

平成二十八年十二月二十七日山口県告示第四百二十六号（指定施業要件の変更予定保安林（山口市））

ページ	段	行	誤	正
三	下	八～九	一〇七六の二、一〇七七の二、一〇七七の二、一〇七八の二、一〇七八の二、一〇七八の二、一〇七八の三、一〇七九の一、一〇七九の三	一〇七六の二（国有林）、一〇七七の一、一〇七七の二（国有林）、一〇七八の二、一〇七八の三（国有林）、一〇七九の一、一〇七九の三（国有林）